

V 制度運営の見直し

1 保険者機能の強化

市町村が「保険者としての機能」をより発揮できるようにするため、以下の点について見直しを行う。

- ① 被保険者に対する情報提供の充実
- ② 給付に関する保険者のチェック機能や政策評価機能の強化
- ③ 市町村への「事業所の立ち入り権限」の付与
- ④ 保険者の共同事業の実施、事務委託の整備

2 事業計画、基盤整備の在り方

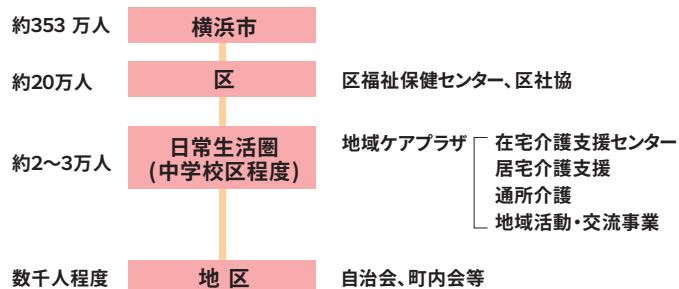
市町村の事業計画策定においては、①利用者の「生活圏域」単位に整備すべきサービスを定めるとともに、②介護サービス以外の施策に関する事項も盛り込む必要がある。

今後の基盤整備についても、従来のような個々の施設を対象とした「点」的な整備ではなく、「生活圏域」を単位とし、地域の多様性を活かした「面」的な整備を中心としていく必要がある。

■横浜市における地域ケアの取組み

- ・ 保健・福祉サービスを身近な場所で総合的に提供する施設として「地域ケアプラザ」を中学校区程度の地域ごとに1ヶ所ずつ整備する計画（18 行政区ごとに1ヶ所）。
- ・ 平成16年1月現在、96ヶ所が運営。管理運営は社会福祉法人に委託。今後は、医療法人等にも委託対象を拡大予定。

（サービス提供体制のイメージ）



VI 見直しの進め方

制度見直しに当たっては、①地域の基盤や実施体制の整備に一定の準備期間を要する項目と、②サービスの適正化や保険財政の健全化の観点からできる限り速やかに実施すべき項目に区別して、施行スケジュールを検討する必要がある。